

知事記者会見（平成24年1月23日）

●知事発表

なし

●幹事社質問

（1）災害廃棄物受け入れの協定締結の進捗状況について

時間：14：03～14：39

場所：プレゼン室

（幹事社）

よろしくお願ひいたします。

幹事社からの質問、「がれき」についてお尋ねいたします。

本日の県政協議会で、岩手県とのがれきの受け入れに関する、基本協定案が示されました。この基本協定案の締結に向けての今後の具体的なスケジュールが一つ、それに関連して、協定を締結した上で知事の考えとしては、いつ頃から「がれき」を受け入れたいとお考えなのか、この点について時期を教えてくださいたいと思います。

（知事）

今日の県政協議会で話しましたが、（去年の）年末から岩手県といろいろとやり取りをし、12月27日には市町村への説明会を開きました。基本協定は大きな骨格であり、説明会での市町村からの意見・要望等を踏まえて、具体的にはそれに基づく覚書だとか、さらには市町村への再委託の場合は廃掃法上の委託契約とか、いろいろな手続きが出てきますが、（基本協定は）「基本的なスキーム」、「根っこ」ということで考えております。

市町村が具体的に（がれきを）受け入れる場合、市町村によって、品目だとか、方法だとか違う場合があります。またそれについては個別の覚書になりますが、今回結ぶ基本協定については、今日、議会に説明をしまして、議会側からは特別大きな注文はなかったわけでありまして。これについて、今日、市町村にもう一度投げ掛けます。それによって市町村から基本的なところで、もう一回ご意見・ご要望を聞いた上で、もし大きな要望だとかご意見があれば、また、岩手県とのやり取りをしなければならないわけでありまして、時期的にいつになるのかということ、今ははっきりとは申し上げられません。ですが、今段階の基本協定で若干の修正があったとしても、大方がよければ、いずれそう遠くない時期に基本協定を締結できると思います。締結にあたっては、今後の細かい点も含めて、また、両県の信頼関係や連絡など、一体的に処理をしないとスムーズにいかない場合がありますので、私としては事務的にやり取りするのではなく、岩手県知事と直接お会いして、これからのことも含めてお話をしながら協定を結びたいと思います。そういうことで、日程調整もございまして、できれば2月中旬、議会前までに基本協定を結びたいと思

っております。

同時並行的に幾つかの市町村が様々な形で検討を進めておりますので、これについては県政協議会でも申し上げましたとおり、市町村については一斉にというわけにはいきません。市町村の説明会だとか、市町村ごとの処理できる分量だとか、詰めなければならないことがだんだん細かくなって、そういうものについてのやり取りが出てきますので、市町村の方はもうちょっとかかります。

そういう状況の中で、いつ頃からかということですが、秋田県内での処理について交通整理をしなければならない。例えば、どこかの市町村に処理していただけるということになりますと、ここのがれきはここで処理するとか、その調整を個別にやらなければならない、それと市町村にとって、ごみの処理が多くなる時期だとか、少ない時期、あるいは焼却施設が少し具合が悪いので修理するだとかいろいろな状況が出てきますので、こういうことも踏まえなければなりません。野田村は岩手県に委託しておりますので、岩手県が責任を持ってあちらで選別・粉碎をするということで、これはある程度の下地ができれば受け入れられますが、県内のどこの市町村が受け入れるかということで、それが決まったとしても、今度は焼却試験を行う必要があります。住民の方は不安ですので、岩手県から持ってきたものが100ベクレル以下でも、焼いた場合どれくらいのベクレルの灰が出るのか、これについてきちんと検証して、その結果を公表してからでないと、本格的な焼却はできない、そこら辺の準備に少し時間がかかります。野田村についてはそういうことです。野田村以外は岩手県に委託せずそれぞれの3市町村が独自にやりたいということでありませぬ。自分のところで破碎・選別をしたいということは、昨日の新聞には宮古市が自分のところで選別・破碎所を作るということが出ていましたが、特に三陸の場合、職に就けない人が大変多くおりますので、これについて我々も斟酌しないと、あちらの方も地域の雇用という面からすると、自分のところでそれを処理することによって、かなり的人数が雇用できますので、そうすると新たに破碎・選別処理場を作ることになります。あまり大きくない移動式のものもあるそうですが、ある程度大きなものになると、これを作るには、やはり数箇月とか半年くらいかかる。ですからその分の試験焼却をやるとしても、すぐ明日、明後日というわけにはいかない。よく早く受け入れろと言われていますが、あちらの体制が整わないことには。試験的に行うがれきの破碎については、実際にこちらで焼却するものと同じような形で破碎し、選別したものでないと。試験のときと後で本当に持ってくる時のものと、別々だとこれは住民の方々も不安ですので、実際にやるときと同じような形で受け入れて試験焼却をやらなければなりませんので、そういう打ち合わせをこれから何回か行わなければなりません。ですから、野田村のものでも、スムーズにいても、年度は越すのかなと思います。野田村以外のところは基本協定ができますと、こちらの受け入れについて、それぞれの市町村の処理能力によって、一日の処理量は決まっておりますので、秋田に持っけても、1カ所で処理できない場合は、何カ所かに分けなければなりません。県内の何市町村かで受け入れていただけたところが決まれば、運送の効率を考え、どこのものをどこに持ってくるのが一番良いのか、それからトラック1台分のものを分けて、あちらに3割、こちらに7割などとやりますと、測定した放射能数値があちこちに飛び交い、脈略がわからなくなりますので、そういう管理からすると、交通整理に少しかかるのではないかと思います。そういうことで、野田村のものでも、年度内は難しいのではない

かと思えます。いずれどこのがれきでも焼却するためには、試験焼却を行って、これについて相当厳密に測定し、その段階のデータを取らなければなりませんので、ご承知のとおりゴミ焼却施設は、連続燃焼していますと一時的に止めなければならないこともありますから、コンピューターを動かすようにはいきません。燃えているものの処理は難しい。そういうこともあって、そう簡単には右から左へとはいかない。ただ、基本協定が結ばれることによって、この後の様々なことが具体的にスタートできるということでもあります。

(幹事社)

わかりました。

がれきの受入れに関しまして2点目をお伺いさせていただきますが、先週1月18日に、宮城県議会の方が秋田県議会に対して、宮城県内のがれきの受入れについての要請書を手渡されたと伺っています。それと、議会間のやり取りではありますが、まず今現在、宮城県から秋田県に対してそのようながれきの受入れについて、協力の要請はございますでしょうか。また、仮にないとしても、議会側にそういう要請があったということで、県として宮城県のがれきについて何か特別な対応をとるということは現段階で考えていらっしゃいますでしょうか。

(知事)

基本的に宮城県議会の要請の趣旨については理解ができます。特に岩手県よりも宮城県のがれきの方がボリューム的にも非常に多い。そしてまた、岩手県の場合はどちらかというと三陸の、比較的人口の少ない農漁村部であります。宮城の場合は石巻だとか大都市部でありますので、これらの復興についての妨げ度というのは、宮城県の方が非常に深刻だと思います。ただ、宮城県は一括して大手の建設業者等に委託している。そういうことで、宮城県からの処理要請というものはないのであります。なぜ宮城の方がそういうふうにできるかという、ほとんど狭いエリアに猛烈な量のがれきがあることから、大手の建設業者等が一括で処理できるわけです。岩手の方は、広大な三陸のリアス式海岸に、ぽつぽつと点在しておりますので、やはり宮城と岩手では処理方式が違うわけであります。そういうことで宮城県からの処理要請は今のところはございません。宮城県議会からの要請については心情的にわかります。

そこで問題は、私も何回も言っていますが、ごみ処理場はそもそもがれきを処理する前提でなく、生活ゴミ等の可燃物の処理のために作られ、しかも毎日休まず、地域のものを焼却しております。大体の稼働率は70パーセントから90パーセントぐらいで、その余力のわずか10パーセントから30パーセントのところのがれきを放り込むわけですので、岩手県から要望のあるがれきの焼却も、相当スムーズにやったとしても、秋田県内の受入れ可能な焼却場全部使っても物理的には2年くらいはかかります。そうしますと、宮城県のものが入り込む余地はないのであります。ですから宮城県のものまで処理の幅を広げるのは、物理的になかなか難しい面があることは確かです。岩手県のもの処理が終わった段階で、2年後とか1年半後だとか、やってみないとわかりません。岩手県のがれきの焼却の途中で放射線の値を測って、また、焼却施設の運転を止めたときに測ると、こういう繰り返しですので、相当に焼却場の運転も慎重にやらなければなりません。

焼却を始めた最初だけ測って、あとはそれでいいだろうという判断はないわけでありまして。そういうことからすると、結構時間もかかります、丁寧にやりますから。ということで、なかなか宮城県のものまでの受け入れは難しい。

ただ、一方で民間施設が若干あります。そこも市町村長の了解が必要ですけども、市町村が焼却する基準と同じ基準でやることで市町村の了解が得られれば若干は受け入れられるということもあります。

ただ秋田県の民間施設も、結局は産業規模に応じていますので、全体的にそうキャパシティーがあるわけではありません。一番キャパシティーがあるのは東京。東京は桁が違います。建設廃材も出ますし日常的に様々ながれきが出ますので、ものすごい処理量を持っています。

そういうことで、秋田県内では、今のところ宮城県のものまで受け入れるというところまではいかないのではないかと思います。

(幹事社)

わかりました。ありがとうございます。幹事社からは以上です。
がれきに関連して、あるいはその他にも一括して各社さんどうぞ。

(記者)

県政協議会でいろいろ議員の方から、例えば県の方の責任というような話も出ましたし、それから市町村はもう政治判断しかないというようなお話もありました。協定案がほぼ決まったところで、これから市町村に協力してもらえるポイントというのはどの辺にあるのか、それから、県からの新たに市町村に対し決断を促すような働きかけについて何かお考えになっておられるのか、その2点についてお聞きしたいんですが。

(知事)

いろいろな疑問もあると思います。それから、反対する皆さんの考え方もあります。インターネットの様々な掲示板などで反対する方をずっと見ていますと、なかなかご理解が得られるかどうかという話で、結局、20年後、30年後に放射性物質がある程度拡散すると、万が一のときどうするのかと、ただ具体的にこういうものに対して果たして明確に答えられるということがあるのかどうか、「絶対」という言葉、「ゼロ」でなければならぬという話になりますと、結局、受け入れすることができないということです。非常につらいところです。(神奈川県)黒岩知事の会見でも非常につらいと思うのが、少しでも放射性物質が含まれているのであれば、福島県へ全部持って行って、福島県全部を処分場にしろなどという、とてもそういう話は私はできません。そういう話で片付ける問題ではないし、ましてや国が言っている100ベクレル以下のものについて、国がそもそも信用できないのだと言われますと、これもどうしようもないのであります。ですから政治判断というのは・・・、これは民主主義でありますので、皆様のご理解を得てということは当然、根底ではあります・・・、東京都の石原さんは有無を言わずということでやっているわけですけども、その判断を私も含めてするかどうかであります。ただ、現実の問題として、リアルタイムな問題での責任というのは、当然、我々県が基本協定をし

ますので、例えば費用が想定以上にかかったと、これをどうするのかと。あるいは、焼却灰が8千ベクレルを超えるということは、100ベクレル以下のほとんどND値、いわゆる不検出のものをもってきて、焼却した結果として8,000ベクレルを超えるということは、これは論理的にあり得ませんが、万が一なったときに、それは返すと書いてあるのだから市町村で勝手にやってくれと、そういう話ではないです。そういう場合はちゃんと速やかに県の責任で相手と交渉して、きちんとお返しするものはお返しするというのだとか、あるいは放射線量は県が測定しますので、測定漏れだとか、そういうことがあれば、これは県の瑕疵でありますので、きちんと県が責任を負わなければならないということで、現実に進めるに当たってのルール、あるいは様々な監視体制、それに伴う費用の問題、そういうものについては、やはりきちんと県が責任を負うということは、これは当然であります。一番困るのは20年後、30年後にどうなるのだと言われても、これはもう答えようがないわけでありまして。そうしますと、あとはやめろということでありまして。これは、神奈川の黒岩さんも、ほかのところの皆さんも悩んでいるのはそこでありまして。ですから政治判断というのは、これは反対は覚悟で、反対する方もある程度はあるということの覚悟で進めなければならないということですよ。

焼却処理を実際に行っている最中でも、様々なデータを収集しながら、我々がやっていることについては大丈夫だという情報発信は、常にやっていかなければならないということではないかと思えます。

既に、昨年末からこれまで処理施設のある市町村長さんや焼却施設の管理者になっている方については、私か副知事から、直接、要請し理解をいただくということでいろいろな機会にお話をしておりますし、大体、県の意向等については伝わっているはずであります。そういうことで幾つかの市町村では、具体的に検討をなさっているというところもあります。

ただ、焼却施設の能力的にあまりにも余力がない場合、焼却処理があまりに非効率になる場合、例えば、一日にトラックで運ぶ量がほんのわずかだとか、そういった場合は、むしろ効率悪くなりますので、そういうところには、私としてはお願いするということにならないと思えます。ある程度の処理能力があって、焼却炉がきちりしたところでないと、炉の耐用年数がぎりぎりというようなところについて、無理にとお願いするという話にはならないのではないかと思います。ただそういうところも、改修した後であれば、そのときから始められるという回答をいただいているところもあります。

(記者)

首長さんといろいろお話したということですが、手応えというか感触というか、どのくらいの市町村でお願いできそうかというような知事の感触ございますか。

(知事)

今現在、進行中でありまして、幾つというわけにはいきませんが、首長の皆さん、それぞれ地域の皆さんとのコンセンサスを大切にしています。ただ、今までやった説明会でも地域の方々からは不安の声はありますが、頭から反対という話はあまりないようです。いろいろと情報がなくて不安というのは、これ誰でもあります。これはごく当り前のこと

です。ですから市町村長さん方も、地域の方々が不安に思っているところのデータなりをお示しすることによって、一定の理解を得られるのではないかと考えている首長さんも何人かいらっしゃるようですので、今、県の担当といろいろ打ち合わせしながら、データのお示しの仕方や、トラックはどこの道路を通ってくるだとか、一日に何台通るだとか、こういうことになりますので、これは基本協定を結びますと、焼却施設の能力に応じて、岩手県とのやりとりの中で、そういうことも出てきます。地域の方達への説明では理念的なことをお話しても、なかなか理解はしていただけないと思います。誰だってそうです。一日にトラックが10台、20台来ると1台来るとでは全然違いますし、がれきの量だとかそういうものも違いますから。きちんと測定した数値を地域の方達にすぐに教えるとか、細かい点についてある程度具体的に相手が想定できた段階でないとお答えできない部分もあります。その積み上げでやっていくしかないと思っています。

(記者)

がれきに関する時期なんですけど、二つありまして、一つ目は基本協定は去年の段階では1月中に結びたいというお話でしたが、今の段階では来月の県議会前ということ、見込みで遅れていますけれども、これはなぜ変わったのかということが一点と、あともう一つは、受入れについて年度内は難しいということでしたけれども、では、早ければいつ頃を想定していらっしゃるのかということ、二つお伺いします。

(知事)

別にそんな遅れていません。これはやり取りですから、こちらの考えを岩手にやって、それに対する岩手の答えが最終的に来たのが今月の19日です。それからこちらの調整を行い、その内容を、今日、市町村にも示すことにしております。市町村に今日示して、明日まで回答というわけにいきません。そうすると、やはり今週いっぱいか今月いっぱいとなりますので、その後に知事同士で協定を結びたいと思っています。文書でやり取りすればすぐできるかもしれませんが、知事同士でということもあって、それぐらいなのかということなんです。特別いろんな問題があって遅れたというわけではございません。日程の調整もありますので、このぐらいのズレは当然あります。

それから、受入れ時期はいつ頃からかについては、野田村のものを受けるところが決まりますと試験焼却をしてデータを公表ということになりますが、これもこちら側だけではなくて、あちら側はあちら側でどの業者が運ぶのか等、入札手続きだとか、そういうことがあります。ですから、どちらかというとなら私の方が決まっても、あちらの方でどのぐらいの量をどうやるかというように、そう簡単にいかない。ですから野田村のものを最初に受け入れることが可能になるのは、できるだけ来年度の初め、あるいはできれば今年度内に受入れが可能になります。試験焼却が可能になりますというところまでもっていきたいと思っています。久慈市みたいにこれから施設を作ることになるとすると、これはいつなるのか・・・。あちらの都合ですが、そう簡単ではないということです。そこら辺があって、なかなかいつ頃からかという話は、今はできませんが、我々としては基本協定が結ばれることによって、これが入り口になり、今後の段取りが見えてくると考えてます。

(記者)

関連で、前回の記者会見について市民団体の方が、「極端なことを言う人の意見ばかり聞いていると間違えますよ」という知事の発言について、撤回を求めるよう抗議文出しますけれども、これについては知事はどう受け止めていますでしょうか。

(知事)

自分で言ったことについては、そのとおりだと思っていますので、発言を撤回する意思はありません。

発言撤回することはがれきを受け入れないということでしょうから、私の言い方が悪いとするとそれは謝ります。ただ、先程言ったとおり、みんなきれい事なんですけども、昔、美濃部さんが一人でも反対があれば東京都にごみ処理場を作らないとって、結局、その後どうなったかということもあります。ある程度その地域の方が一定の方向性をもって、大体、そういう方向である程度理解があると思ったときは、これは政治的に判断すべきではないかと思います。東京都の石原知事はそういうことで、すごいなと思っています。ただ純粋に不安なのはわかります。それは、我々としても先程言ったとおり、これからも様々なデータについて、あるいはいろいろな途中での経過も踏まえて、つまびらかにしながら、また、万が一のことがあったら直ちにストップするという、体制も作りながらやっていかなければならないことはわかります。私の発言の撤回を求めた方々ではないのですけれども、インターネットの掲示板を見ていると、こういう考えでいいのかなと思う考えがたくさんあります。我々だって、原発の電気を使っていないわけじゃない。秋田県だって何割かは使っているのです。確かにどんな場合でも安全なところにいたいというのは、人間の本质であるかもしれませんが、そこらあたりを突き詰めていくと世の中が成り立たないことになるのかなと思っています。私のところにきたメールには「よく言った」だとか、「ひるむな」だとか、そういうメールもたくさん来ます。若干、抗議のメールもございます。ただ、そういう意味では私は秋田の人は、やさしいなと思っています。神奈川だとか静岡、九州などでは脅迫めいたメールがかなり首長のところに来ているようですが、私のところにはそういうのはない。そういう脅迫には屈しないという、そのぐらいの気概でやらないと。復興・復旧というのはきれい事だけではない。全てにおいて、きれい事ではないというのが復旧・復興です。実際に震災の被害に遭った人しかわからない。その方々を別に置いておいて、全ての廃棄物を福島に持って行って、あそこを人の住めないところにするなどということは、……。これは、秋田の人ではないですが、そういうのが結構見られる。私としては、それで日本が成り立つのかなと思うのです。ちょっと感傷的になりましたけども、これについては、決して感傷でやるものではない。きちんとデータを示しながら、ご理解をいただくことは、これからもやっていきます。

(記者)

すいません、知事の後ろのポスターの「あんべいいな」という言葉、これはかなり放映されていますけども、私は偶然、知事と出身地が同じで、「あんべいいな」とはあまり聞かないで育ってきて、「あんべわりな」という言葉しかあんまり聞かなくて、それで、私も秋田の言葉という県教委の本を引いてみたら、やっぱり用例が「あんべわりな」しかつ

いてなくて、これをキャッチフレーズに「あんべいいな」と使うのがどうなのか、実はこれ、私一人ではなくて何人にも同じようなこと言われていまして、そのあたり知事は、言われてないものかなと。

(知 事)

一般的に仙北地方では「ん」をあんまり発音しないです。「あべいいな」と。ただ、「あべいいな」というと、実は塩梅がいいということは、国語的にはいい言葉なのです。バランスがとれているとかとれてない、両方の使い方があります。いいなの場合はやっぱりいいんですよ。ただ、私はどちらかというと、「なもかもあべいいなあ」などと使っています。私はこれはこれでいいのではないかと思うんですけど、秋田県ができるだけ、「あんべわるぐねぐ」、「あんべいぐ」するために頑張ります。

(記 者)

ありがとうございます。

(幹事社)

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。